

新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなか

従業員の雇用を守りたい ...

人材が不足している ...

と、お悩みの事業者様！

従業員の雇用を守るために

人材マッチング **在籍型出向** **転籍** 等 **による** 支援を実施いたします

サポート費用
無料



人材を送り出したい企業



マッチング

在籍型出向
転籍 等



人材を受け入れたい企業

当事業事務局と専門家が、受け入れ・送り出し双方のマッチングをお手伝いいたします。

県内企業のみならず！まずはご相談ください。

TEL098-860-7704 <http://jtb-okinawa.co.jp>

JTB 沖縄 マッチング事業 で検索



令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応休業者等マッチング事業

事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなか、従業員の雇用を守りたい企業・業界の従業員、休業者等と、人材不足となっている企業・業界をマッチングし、出向などを行い、雇用の維持と失業防止につなげることを目的としています。

雇用維持

他業種での
新たな経験

人材不足
解消



沖縄県 商工労働部雇用政策課

マッチング成立までの流れ

1



お問い合わせと マッチングリストへの登録

まずはお問い合わせいただき、マッチングに必要な求人や人材についての情報をマッチングリストに登録します。

2



マッチング候補との 面談実施

条件の合う企業を見つけ、マッチングのご提案をします。両社が希望すれば複数回の面談を調整し行います。

3



トライアル期間を設定

複数回の面談を行い、お互いについて理解が深まり、労働条件や給与支払いの負担割合等が決定した後、希望に応じてトライアル期間を設けます。

4



トライアル期間終了後に 本契約

トライアル期間を経て、出向または転籍が合意決定になれば、契約に向け、出向協定書や労働契約書の作成などを行い、マッチング成立です。

マッチングにおける労働者と企業の不安を解消するプログラムを実施！

定着支援プログラム

出向・転籍してからも定期的に出向 転籍先と労働者へヒアリングしフォローを実施、出向元へも報告し共有します。



再マッチングの実施

成立後に就労継続が困難になった場合でも労働者がすぐに就労できるよう次の出向転籍先を速やかにお探します。



出向協定書等の必要書類の作成や 経営に関するお悩みも各分野の専門家が しっかりサポートします！

本契約に向けて出向協定書、労働契約書等の必要書類の作成や就業規則の出向規程などについて社会保険労務士がサポートします。



令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応休業者等マッチング事業

JTB沖縄(新型コロナウイルス感染症対応休業者等マッチング事業事務局)

お問い合わせ

TEL 098-860-7704

<http://jtb-okinawa.co.jp>

JTB 沖縄 マッチング事業 で検索

